

経 済 産 業 省

20190412製局第1号
令和元年5月23日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成31年4月12日付け警察庁丙組組企発第141号、警察庁警備局長から平成31年4月12日付け警察庁丙備企発第148号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成31年4月12日付け外務省告示第126号により、国家公安委員会委員長が平成31年4月12日付け国家公安委員会告示第18号によりタリバーン関係者等のリストの改正

(別表)を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法)第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対
象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第二百二十六号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成三十一年外務省告示第
百二十七号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百
六十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三
号に基づき設立された各理事会委員会が平成三十一年三月二十二日に行
った決定等に基き、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百
三十三号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、
第九百八十九号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を
次のように改正する。

外務大臣 河野 太郎

平成三十一年四月十二日
次の表により、改正後欄に掲げるものを掲げていないものは、これを加え
る。改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え

(別表)

1. ～773. [略]

774. ターリク・ギダル・グループ(TGG) (別称: (a)テフリケ・タリ
バーン・ターリク・ギダル・グループ (b)TTP・ターリク・ギ
ダル・グループ (c)テフリキー・タリバーン・パキスタン・
ギーダル・グループ (d)TTP・ギーダル・グループ (e)ターリ
ク・ギーダル・グループ (f)コマンダー・ターリク・アフリ
ディ・グループ (g)ターリク・アフリディ・グループ (h)タ
ーリク・ギダル・アフリディ・グループ (i)ジ・エイジアン・
タイガーズ)

TARIQ GIDAR GROUP (TGG)

(original script: طارق گڈار گروپ)

(a. k. a.: (a)TEHRIK-E-TALIBAN-TARIQ GIDAR GROUP (b)TTP-
TARIQ GIDAR GROUP (c)TEHREK-I-TALIBAN PAKISTAN GEEDAR
GROUP (d)TTP GEEDAR GROUP (e)TARIQ GEEDAR GROUP
(f)COMMANDER TARIQ AFRIDI GROUP (g)TARIQ AFRIDI GROUP
(h)TARIQ GIDAR AFRIDI GROUP (i)THE ASIAN TIGERS)

所在地: Afghanistan/Pakistan border region

国連制裁委員会による指定日: 2019年3月22日

その他の情報: パキスタン・タリバーン運動(591. に指
定した団体)の分派。2007年、パキスタンの連邦直轄部
族地域(FATA)の Darra Adam Khel において結成。同団体に

(別表)

1. ～773. [同左]

[号を加える。]

対するインターネット（国際刑事警察機構）・国連安全保障
理事会特別手配書のウェブ・リンク：

<https://www.interpol.int/en/notice/search/une/xxxx>

警 察 局 [] の 配 置 状 況 図 表

○国家公安委員会告示第十八号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会
の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国
が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第
三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年四月十二日

国家公安委員会委員長 山本 順三

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する法人その他の団体

名称 ターリク・ギダル・グループ（TARIQ GIDAR GROUP（TGG）

（original script: طارق گيدار）

別名 (a) テフリク・タリバーン・ターリク・ギダル・グループ（TEHRIK-E-TALIBAN-TARIQ GIDAR

GROUP） (b) TTP・ターリク・ギダル・グループ（TTP-TARIQ GIDAR GROUP） (c) テフリキー・タリ

バーン・パキスタン・ギードル・グループ（TEHREEK-I-TALIBAN PAKISTAN GEEDAR GROUP） (d) TTP

・ギードル・グループ（TTP GEEDAR GROUP） (e) ターリク・ギードル・グループ（TARIQ GEEDAR GR

oup） (f) コマンダー・ターリク・アフリディン・グループ（COMMANDER TARIQ AFRIDI GROUP） (g)

ターリク・アフリディン・グループ（TARIQ AFRIDI GROUP） (h) ターリク・ギダル・アフリディン・グ

ルーツ (TARIQ GIDAR AFRIDI GROUP) (i) ジ・エイジアン・タイガーズ (THE ASIAN TIGERS)

旧名称 不明

所在地 Afghanistan/Pakistan border region

名簿に記載された年月日 2019年3月22日

名簿記載者公告番号 QE-84

その他参考となるべき事項 パキスタン・タリバーン運動 (QE-56) の分派。2007年、パキスタンの連邦直轄部族地域 (FATA) の Darra Adam Khel において結成。同団体に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウエブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/notice/search/une/xxxx>